

介助・遺失業務に要員を配置せよ！

5月28日緊急申し入れ！

介助や遺失業務に携わる新大阪第二事業所では、大阪・関西万博の開幕による新大阪駅乗降旅客が最大時22万人を超え、1日平均乗降旅客も4万人と大幅に増加したことで、労働環境が大幅に悪化してきました。そのため、介助業務の案内件数はピーク時で135件にもなり、頻繁に超勤が発生する他、休憩時間変更も多発する事態となっています。

また、遺失業務では、深夜帯の超勤が多発することで、休憩・睡眠時間が削減される事態となり、これによりマネージャーやスタッフを問わず社員の健康被害が危惧されることから、更に乗降旅客が増加が予想される夏季輸送までに要員配置を求めて緊急の申し入れを行いました。

1. 介助業務における徹夜要員をマネージャー、スタッフ各1名増配置すること。
2. 遺失業務におけるマネージャーを配置すること。
3. 万博手当を再考すること。

誠実交渉義務違反・団体交渉の拒否！

6月10日、会社はこの申し入れに対して、「忙しい」「人事異動がある」ことを理由に、団体交渉の開催が8月以降になることを一方的に通告してきました。組合は、申し入れ内容が夏季輸送に入る前に解決しなければならない事案であることから、早急の開催を強く主張しましたが、開催時期は調整できなく対立に終わりました。

団体交渉は、会社に誠実交渉義務という義務が法的に発生します。この誠実交渉義務の違反が認められると、「不当労働行為」と評価され、労働委員会の救済命令や損害賠償命令等の問題を生じさせます。本件の場合、申し入れ内容（要求）に「夏季輸送前という前提条件」があること、8月以降の開催だと「申し入れから2ヶ月以上経過する」こと等を考慮すると、「忙しい」「人事異動がある」ことが正当な理由にはならないことは明らかです。したがって、本件は、誠実交渉義務の違反し、労組法7条に定められた「団体交渉拒否」（同条2号）に該当すると考えます。早急に団体交渉に応ずるように強く求めています。

